

令和2年3月9日参議院予算委員会の小西洋之委員の質疑における
理事会協議事項について

令和2年3月17日
法務省

標記について、別添のとおり回答いたします。

検察官の定年引上げに関する法律案については、昨年10月末頃には内閣法制局第二部長の審査が終了したが、法律案の提出に至っていなかった。

そこで、本年の通常国会への提出に向けて、その提出までに時間ができたので、同法律案を改めて見直しながら、検討・作業を行った。

具体的には、定年年齢の引上げや、これに伴う諸制度について、検察官への適用等を改めて検討する中で、特に、勤務延長制度と再任用制度について検討を行った。

すなわち、勤務延長制度と再任用制度については、従前は、検察官には適用がないと解釈しており、これを前提として法律案を作成していたが、昨年12月頃、担当者において、果たしてこの解釈を維持するのが妥当なのかという観点に立ち戻って検討を行うなどした。

その検討において考慮した情勢の変化については、昨年10月末からの変化ではなく、昭和56年当時からの変化である。

具体的には、

- (1) 国家公務員法に勤務延長制度が導入された昭和56年当時と比べ、例えば、国際間を含めた交通事情は飛躍的に進歩し、人や物の移動は容易になっている上、インターネットの普及に伴い、実際に人が移動しなくとも、各種情報の交換や諸々の手続などが簡単に行えるようになっているなど、社会経済情勢は大きく変化し、多様化・複雑化している
 - (2) これに伴い、犯罪の性質も、例えば、海外に拠点を置いた国際的な組織犯罪や捜査手法に工夫を要するサイバー犯罪など多く発生している状況にあり、複雑困難化している
- という昭和56年当時からの情勢の変化を考慮したものである。